

乗客の皆様への重要なお知らせ：次に定める旅客運送約款（以下「本約款」といいます。）を注意深くお読みください。本約款は、法により最大限許容される範囲内において、貴殿と運送人（以下に定義する。）間のすべての取引に適用され、貴殿の法律上の権利に影響を与え、貴殿を拘束するものです。特に、医療その他パーソナルサービスの提供に関する第 12 条、貴殿の死亡や傷病に対する運送人の責任、又は貴殿の荷物や携行品についての損害賠償請求を制限する第 13 条及び第 14 条、及び貴殿の訴権を制限する第 15 条をご精読ください。

1. 導入・定義・準拠法

クルーズをご予約の際、旅行概要書に記載される乗客は、本約款の条件に明示的に同意いただくものとします。クルーズを予約又は購入された乗客はいずれも、同伴のすべての乗客から、本約款に定めるすべての条件を受諾し、これに同意する権限を与えられていることを表明するものとします。クルーズ代金を受領した時点において、運送人は、本約款の条件に従い、クルーズの旅行概要書に名前が記載された乗客のお申込みを承ります。乗客は、運送人と乗客との間に生じたあらゆる紛争の解決に関しては、本約款に別段の明示の定めがある場合を除き、本約款と異なる州又は国の法の定めを置き換え、これに優先し及びこれに取って代わることを乗客が同意する米国の連邦における海事の一般法があらゆる点において適用されることを確認し、これに同意するものとします。

本約款は、貴殿と、すべてのキュナード・ライン・ブランド船舶の所有者及び運航会社たる、キュナード・ラインとして営業する Carnival plc.（以下「運送人」といいます。）との間の完全な了解事項及び合意事項を構成し、口頭によると、書面によると、また、黙示であるとを問わず、貴殿及び運送人間の締結前のすべての表明又は合意事項に優先します。ただし、予約時において有効な本約款の定めと、クルーズ船業界の旅客権利章典（Cruise Industry Passenger Bill of Rights）（以下「権利章典」といいます。）の定めとの間に直接矛盾が生じた場合は、権利章典が優先するものとします。本約款は、クルーズの購入が貴殿自身により行われたと、貴殿を代理して行われたとを問わず、貴殿と運送人との関係に適用され、この変更を行うには、運送人が署名をした書面を要するものとします。貴殿は、自己の予約、電子文書又は e チケットの売却、譲渡又は移転を行うことはできないものとし、e チケットに名前が記載された方以外は、当該 e チケットをご利用になれません。本約款の一部又は条項が無効、違法又は執行不能である場合、当該無効、違法又は執行不能な部分に限り効力を有しないものとし、また、下記第 15 条(d)項に定める場合を除き、本約款の残存条項に一切影響を与えることなく本約款から分離され、当該残存条項は、有効に存続するものとします。

本約款に定める運送人の防御、責任の制限及び権利において、「運送人」には、旅行概要書及び/又は e チケットに記載された船舶（又は代替船舶）、その船主、運航者、管理者、用船主及び代理人、これらの関連会社又は系列会社、これらの役員、乗組員、パイロット、代理人又は従業員、並びに、海上又は陸上のいずれにおいて供給されるかを問わず、当該船舶に属する、又はその船主、運航者、管理者、代理人、用船主、契約者若しくは譲受人が所有若しくは運営するあらゆる部品、汽艇、付属品、舟艇又は設備の譲受人、独立契約者、造船業者及び製造業者も含まれます。

「クルーズ」とは、本約款に関連して又はこれに従い発行又は変更される旅行概要書及び/又は e チケットに掲載された乗船港から下船港までの予定航海をいい、本クルーズと

共に販売され又は本クルーズ代金に含まれる、航空機、鉄道、陸上又は海上輸送及び陸上の宿泊と航海のパッケージ商品、並びに、クルーズに関連して、あるいはクルーズ期間中に提供される催物、寄港地観光、ツアー又は港湾施設も含まれます。

「クルーズ代金」とは、貴殿が運送人に支払うクルーズの代金をいいます。これには、クルーズ、乗船中の所定の食事及び宿泊、運送人が貴殿のクルーズ代金に追加し、貴殿の船内会計に計上及び/又はクレジットカードに請求する飛行機旅行及び/又はその他の旅行を含みます。クルーズ代金には、ビール、ワイン、スピリッツ、炭酸水その他ボトル飲料、クルーズ期間中の又はクルーズに関連するその他付随的商品、催物、観光、輸送又はパーソナルサービスの料金、公租公課、航空機その他の運送サービス費用又は手荷物運賃は含まれておらず、これらは別料金となります。

「貴殿」「貴殿の」又は「乗客」とは、乗船チケット又は本約款を購入又は利用する方、及び未成年、相続人、親族及び遺産管理人を含む当該者の監督下にある方をいいます。クルーズを購入若しくは予約し、又は本約款を利用する乗客はいずれも、本約款に定めるすべての条件を承諾し、これに同意する権限を同伴するすべての乗客から与えられていることを表明するものとします。

運送人の使用にかかる政府関連諸税及び港湾施設使用料には、政府又は準政府当局により運送人に課される手数料、利用料、通行料及び税金、並びに港又は港湾における船舶の停泊にかかる第三者手数料及び料金の一部又は全額が含まれることがあります。政府関連諸税及び港湾施設使用料には、米国税関手数料、人頭税、パナマ運河通航料、港湾設備使用料、埠頭使用料、検査料、水先案内料、空港税、陸上のツアーにおいて生じる宿泊税又は付加価値税、入国管理手数料、内国歳入庁費用、航行指示、停泊、港湾荷役、手荷物の取扱い/保管及びセキュリティサービスの料金が含まれることがあります。政府関連諸税及び港湾施設使用料は、乗船客、停泊、1トン又は船舶あたりで課されるものです。1トン又は船舶ごとに算出された評価額は、船舶の乗船客数で等分します。政府関連諸税及び港湾施設使用料は変更されることがあり、運送人は、料金が既に全額支払われている場合であっても、航海中の増額分を徴収する権利を留保するものとします。

2. 乗客の義務

(A) 貴殿は、乗船する前に、以下の各手続を履践しなければなりません。

- (i) クルーズ代金を支払うこと
- (ii) 本約款の条件を理解すること
- (iii) パスポート、査証、国籍証明書、再入国許可書、未成年者に関する(親権者の)同意書、必要なすべての予防接種証明書、その他貴殿が旅行する国の寄港地において必要な書類等、必要なすべての旅行関係文書を携行すること

乗客は、必要に応じて、適切かつ有効な旅行関係文書を取得し、これを用意する責任を負うものとします。すべての乗客は旅行代理店又は管轄ある政府当局に問い合わせ、必要な書類を確認されるようお勧めします。適切な書類を携行されていない場合、貴殿は、一切の払戻し、支払、補償又はクレジットを受けることなく、乗船を拒否され又は下船させられ、書類の不備又は適用ある規則の

違反に起因して運送人が負担した罰金その他費用をお支払いいただきます。当該罰金その他費用は、貴殿の船内会計に計上し、及び/又はクレジットカードに請求することができるものとします。

米国西半球海外渡航イニシアチブ(Western Hemisphere Travel Initiative; 以下「WHTI」といいます。)の適用を受ける未成年者が、成人 1 名のみの同伴により航海する場合(バミューダ諸島、カナダ、西インド諸島、メキシコ及び米国内の渡航を含みます。)のパスポート要件: 未成年者が、21 歳以上の成人 1 名のみの同伴により渡航する場合、すべての乗客に有効なパスポートを携帯していただきます。当該要件は、貴殿のグループの 1 名又は複数名が米国外の港において下船しなければならない緊急事態が生じた場合に、貴殿のグループと一緒に居られるように運送人が実施するものです。運送人は、貴殿のグループの全員が、WHTI に準拠した文書又は出生証明書だけで、下船の許可を得られることを保証することはできません。同伴する乗客全員の有効なパスポートの提示がない場合、クルーズ代金の払戻しを受けることなく乗船を拒否されることとなります。

- (iv) 必要な書類すべてを携行して、予定された又は変更された出港時刻の 2 時間前までに到着すること。各手荷物に、記入済みのキューナード・ラインの荷札をつけること
- (v) 貴殿とその監督下にある方が、クルーズに適する健康状態にあることを確認すること(第 8 条をご覧ください。)

(B) 貴殿は、乗船時に、乗客サービス/パーサーズ・デスクにおいて、貴殿の船内会計の支払に使用する有効なクレジットカード又はその他承認された支払方法を登録しなければなりません。

(C) 貴殿には、下船前に、貴殿の船内会計の計上額全額をお支払いいただきます。運送人は、貴殿による上記定め違反により生じたあらゆる払戻し、支払、補償又はクレジットについて一切責任を負いません。

3. 安全及びセキュリティに関するお知らせ

運送人は、世界各国の多数の港に寄港します。戦争、犯罪、天災地変、内乱、労働争議、テロ及び/又はその他危険が及ぶ潜在的要因などのトラブルがいつでも生じ得る地域があります。現地の状況及びインフラによって、下船中に乗客が危害を被ることもあります。したがって、寄港地観光及び寄港を含みますが、これに限られず予定されていた航海又はこれに関連する催物を変更、取消し又は中止しなければならないことがあります。運送人は、貴殿の快適な船旅及び船内における安全のために貴殿の合理的保護に努めますが、戦争、テロ、犯罪その他危険が及ぶ潜在的要因にかかるすべての危険を回避することを保証することはできません。また、船外の行為については、乗客自身に最終責任を負っていただくことをご了承ください。米国国務省その他同様の政府機関は、旅行者に対する危険を察知した特定の都市及び国の現地情勢の詳細を伝える渡航情報及び旅行者への警告を定期的に発行しています。乗客及びその旅行代理店は、渡航を決定する前に、当該情報を入手し、これを検討することを強くお勧めします。

4. 予約及び乗船の拒否権・予約の取消し・貴殿に対する制限

運送人は、乗客のワールドクラブのロイヤルティ・レベルや既存の特典にかかわらず、一切の合法的な理由により、クルーズに関する乗船予約を拒否する権利や貴殿が既に行ったクルーズの予約を取り消す権利を留保します。予定の航海に先立ち、運送人に予約又は乗船を拒否された方には、クルーズ代金を払い戻します。ワールドクラブの特典には金銭的価値はないため、払戻しは行いません。乗客が、運送人から、今後一切の自社船舶による航海も認めない旨の通知を受領した後にクルーズの予約をされた場合、乗船を拒否され又は予約の取消しをされた乗客への払戻しは一切行いません。運送人は、本約款に定める場合を除き、運送人、船長又は医師が、貴殿若しくはクルーズ期間中貴殿の監督下にある未成年者等が、理由の如何を問わずクルーズできる健康状態にない、又は貴殿が乗船されることによって、貴殿自身の健康が害され、若しくは他の貴殿の快適かつ安全な船旅に支障をきたすおそれがあると独自に判断した場合、また、船長が望ましいと判断した場合はいつでも、本約款に定める払戻し、支払、保証又はクレジットを行う責任を負うことなく、貴殿を下船させ、貴殿の乗船を拒否し、貴殿を客室に隔離し、検疫し、行動を制限し、部屋を変更することができるものとします。運送人は、貴殿が旅行できる健康状態にあることを証明する診断書を、貴殿の医師に請求する権利を留保しますが、当該診断書の請求をもって、本条に定める貴殿を下船させ又は乗船を拒否する権利を放棄するものではありません。別段の定めのある場合を除き、貴殿が、傷病、身体障害、政府その他当局の措置等により、又は運送人の責めに帰さないその他理由により船舶内その他の場所に留まることを要求された場合、貴殿は、貴殿又は同伴者の食事、輸送、宿泊及び/又は本国送還等の費用及び経費の全額を運送人に支払うか払い戻さなければなりません。貴殿が、理由の如何を問わず、クルーズ期間中に旅行できる健康状態でなくなった場合、及び/又は貴殿が途中で下船した場合、運送人は、払戻し、支払、補償又はクレジットを行う義務を一切負わないものとします。

5. 資格要件、飲酒、たばこ、賭博及びアルコール飲料

アラスカ、カナダ/ニューイングランド、西インド諸島、ヨーロッパ(アイスランドを除く)、メキシコ、パナマ運河横断、オーストラリア及びニュージーランドの旅程における乗客の最低年齢は6ヶ月、また、大西洋及び太平洋横断を含むその他すべての旅程においては12ヶ月とします。18歳未満の乗客は、クルーズ期間中の監督責任を負う18歳以上の乗客の同伴が必要となります。複数の客室を予約されたご家族については、各客室の少なくとも1名以上は、16歳以上でなければなりません。ただし、その親又は法定後見人が航海に同伴することを条件とします。運送人は、上記の最低年齢の要件を満たさない学生又は青年グループの団体予約は受け付けません。各乗客は、自己の監督下にある一切の乗客を常に監督し、すべての規則、その他運送人及び船舶のルールを厳守させることに同意し、これを保証するものとします。

18歳未満(米国の海域においては、21歳未満)の乗客は、アルコール飲料の購入又は飲酒はできません。また、18歳未満の乗客は、乗船中の賭博行為並びにたばこ及びたばこ製品の購入はできません。運送人の船内は禁煙とします。喫煙は、客室、バルコニー又は公共スペースにおいては禁止されており、オープンデッキの指定場所をお願いいたします。

乗客は、船内における飲酒を目的としたアルコール飲料の持込みは、各航海につき、飲酒年齢にある大人 1 人あたりワイン又はシャンパン 1 本(750ml 以下)までとし、これ以外のアルコール飲料を持ち込まないことに同意いただくものとします。貴殿が船内に持込み、船内のレストランで消費したワイン及びシャンパンには、ボトルあたり 20 米ドルの持込料(持込料は予告なく変更されることがあります。)が適用されます。運送人が貴殿にギフトとして提供したワイン又はシャンパンには持込料は適用されません。貴殿は、船舶のギフトショップ又は寄港地において免税で購入したアルコール飲料を運送人に預けることに同意いただくものとします。当該アルコール飲料は、航海最終日の夜に貴殿の客室にお持ちします。運送人は、乗客の健康、快適かつ楽しい船旅及び安全が損なわれると判断した場合、船内通路に置かれたアルコール飲料を撤去する権利を留保します。

クルーズの最終日までに妊娠 24 週目に入られる乗客は、クルーズの予約又は乗船を行わないことに同意いただくものとします。また、貴殿は、スパ施設の使用に関連するものを含みますが、これに限られずクルーズ期間中に利用可能なその他催物、サービス又は施設の利用に適用される年齢、性別その他資格要件をすべて遵守し、自己の監督下にある未成年者によるこれら施設の使用についても監督することに同意いただくものとします。参加者全員の安全及び健康を目的として、船内及び船外の催物には年齢制限が設けられています。運送人及び場合により独立契約者はすべて、随時、安全上又はその他正当な理由により、航海中の催物の資格要件を変更する権利を留保し、各乗客は、これに従うことに同意いただくものとします。

6. 貴殿の都合による取消、払戻し、旅行保険/プロテクション加入の推奨、及び貴殿の旅行代理店

貴殿は、自己のクルーズ、又はクルーズと共に購入し若しくはクルーズ代金に含まれる陸上輸送と航海のパッケージ商品を取り消した場合、取消料(3 人目及び 4 人目のベッド料金を含みます。)をお支払いただきます。取消料は、政府関連諸税及び港湾施設使用料、移動、燃油補給、陸上/海上観光、並びに事前に準備したギフト及び/又は特別サービスを除く、支払済みの代金に基づいています。貴殿は、本条に別段の定めのある場合を除き、払戻し、支払、補償又はクレジットを受けることは一切できません。払戻しは、貴殿のクレジットカード又は旅行代理店に直接行われ、貴殿は、これらクレジットカード又は旅行代理店から払戻しを受けることとなります。貴殿は、電話又は電子的な通知により、運送人の定めるコンピュータ予約システムを通じて取消しを行うことができますが、直ちに運送人に取消確認書を送付しなければなりません。この場合、貴殿が当該取消しを連絡した日の営業時間終了時(太平洋標準時刻)をもって、効力が生じたものとみなします。貴殿のクルーズ代金、陸路/海上の旅費、航空輸送の追加、湾岸観光及びクルーズ前後のパッケージ料金(以下「正規料金」といいます。)については、以下の取消規定が適用されます。

クルーズ期間が 30 泊未満の場合
(ワールド区間クルーズ及び定期便を含みます。)

出航までの日数	取消料
120 日～91 日	なし

90日～61日	予約金の額*
60日～31日	正規料金の50%
30日～15日	正規料金の75%
14日以下又は不参加	正規料金の全額

* 予約金割引キャンペーン商品を予約した乗客については、「予約金」の初回取消料は、予約時に必要な又は支払った予約金額を超えないものとします。以下の割引予約金取消表をご覧ください。

クルーズ期間が30泊以上の場合 (ワールドクルーズ、定期便及びフルクルーズを含みます。)	
出航までの日数	取消料
120日～91日	予約金の額*
90日～61日	正規料金の50%
60日以下又は不参加	正規料金の75%

* 予約金割引キャンペーン商品を予約した乗客については、「予約金」の当初取消料は、予約時に必要な又は支払った予約金額を超えないものとします。以下の割引予約金取消表をご覧ください。

割引予約金取消表		
クルーズ期間	出航前の取消期間	取消料
30泊未満	90日～61日	割引された予約金の額
30泊未満	60日以下	正規取消料が適用されます。
30泊以上	120日～91日	割引された予約金の額
30泊以上	90日以下	正規取消料が適用されます。

* 予約金割引キャンペーン商品を予約した乗客については、「予約金」の当初取消料は、予約時に必要な又は支払った予約金額を超えないものとします。割引予約金取消表をご覧ください。

注: ワールドクルーズの規則は変更になることがあります。www.cunard.com をご覧になるか、該当するパンフレットで詳細をご確認ください。

取消規定の例外

1. 貴殿が支払時より全額払戻不能の特別価格の商品を購入した場合、仮に予約を取り消したとしても、貴殿が支払った予約金の払戻し、支払、補償又はクレジットを一切受けることは、いかなる場合においても、一切できません。
2. 貴殿が支払時より全額払戻不能の特別価格の商品を購入した場合、仮に予約を取り消したとしても、貴殿が支払ったクルーズ代金又は陸路/海上の旅費の払戻し、支払、補償又はクレジットを受けることは、一切できません。

旅行保険/プロテクション: 運送業者は、手荷物及び携行品の紛失若しくは損害、旅行の中止、緊急避難、不慮の死又は傷病、及び貴殿のクルーズに関連して負担した又は生じた医療費を補償する貴殿自身の保険及び/又は旅行プロテクションへの加入をお勧めします。

貴殿は、乗客用プロテクション・プログラムに加入されている場合、速やかにかつ適用あるすべての要件に従い、運送人及び保険会社に取消を通知しなければなりません。乗客用プロテクション・プログラムに基づく払戻し又はクレジットは、当該プログラムの条件に従って行われます。貴殿が運送人を通じて航空券を購入した場合、すべての航空券の所有権は運送人に帰属し、これを運送人に返却するものとし、また、運送人のみが払戻しを受けることとなります。

旅行代理店: 旅行代理店は、貴殿を代理して、貴殿のクルーズ及び関連する旅行、宿泊、並びに寄港地観光及びツアーの手配を行います。運送人は、貴殿の予約金等の運送人への送金(当該送金については、いかなる場合においても、貴殿が運送人に対する支払債務を負います。)を貴殿の旅行代理店が怠ったこと、又は運送人からの払戻金の貴殿への送金を怠ったことを含みますが、これに限られず当該旅行代理店の表明事項又は行為につき一切責任を負いません。貴殿は、旅行代理店が、運送人の代理人としてではなく、専ら貴殿の代理人として行為すること、及び貴殿の代理人とみなされることを確認します。さらに、旅行代理店が運送人から本約款、その他通信、通知又は情報を受領した場合は、貴殿がこれを受領したことになります。貴殿は、運送人が当該旅行代理店の財政状態又は完全性につき責任を負うものではないことに同意いただくものとします。貴殿が当該代理店に支払った金銭の運送人への送金を、旅行代理店が怠った場合、貴殿は、運送人の支払請求を受けたか否かにかかわらず、運送人に対し金銭の支払債務を負うものとします。貴殿又は旅行代理店が貴殿のクルーズを取消し又は短縮せざるを得ない場合であっても、貴殿は、払戻し、支払、補償又はクレジットを一切受けられないものとします。ただし、貴殿が、乗客用プロテクション・プログラムに加入し、その要件をみたす場合は、この限りではありません。

7. 予定航路、及び乗船港/下船港の変更、代替輸送、クルーズ及び催物の中止、並びに寄港地の変更又は省略

別段の定めのない限り、運送人は、理由の如何を問わず、事前の通知なくクルーズの中止、予定寄港地、航路及び時刻表の変更、港等への寄港若しくは寄港の取りやめ、船内及び船外の催物の中止若しくは変更、政府当局の法及び命令の遵守、救命及び財産保全の支援、出港若しくは帰港日時の変更、乗船港/下船港の変更、クルーズの短縮、又は他の船舶、航空機その他輸送手段若しくは宿泊施設への振替を行うことができるものとします。運送人は責任を負うことなくこれらクルーズの予定を変更する可能性があるため、貴殿は、クルーズの予定に基づいて重要な日程や会議の設定を行わないようご注意ください。

機材の故障により予定されたクルーズが中止された場合、貴殿は、クルーズ代金全額の払戻しを受けることができ、また、機材の故障によりクルーズが途中で終了した場合は、代金の一部の払戻し、及び下船予定地若しくは運送人の裁量により貴殿の居住地への貴殿の輸送旅費の支払、また、予定外の途中下船が必要となった場合は、1泊分の宿泊費の支払を受けることができます。乗客は、運送人に対しその他いかなる請求権も有

することはなく、また、運送人は、上記の外、航海の中止又は変更が運送人の排他的支配の及ばない場合には、乗客が支払うべきクルーズ代金又はその一部の払戻し、その他払戻し、支払、補償、クレジット、ホテル代、食事代、旅費、その他損失、遅延、不便、失望又は経費については一切責任を負わないものとします。運送人の免責の範囲は、第14条(b)項に定める事由に限られず、悪天候、健康状態、病状、環境条件、労働紛争、政変、社会変動、労働争議、政情不安、社会不安、若しくは運営上/商取引上/安全上の事由に無制限に及び、また、クルーズ若しくはその一部により船舶が危険にさらされる、又は個人若しくは財産に損失、損傷、損害若しくは遅延の危険が生じる可能性があるとして運送人又は船長が真摯に判断した場合も含まれます。上記機材の故障の場合を除き、クルーズの実施が、事由や状況の如何を問わず妨害又は阻止された場合にはいつでも、クルーズは終了し、貴殿は上陸することになりますが、運送人は、その他の払戻し、支払、補償又はクレジットを行う責任は一切負いません。

上記以外の理由により、専ら運送人の責任の範囲内において航海の中止又は変更が行われた場合に限り、貴殿は、運送人の責任(もしある場合。)が、次の各事項に限定されることに同意いただくものとします。

- (A) クルーズをその開始前に中止した場合、運送人は、クルーズ代金(既に発生した航空運賃又は宿泊費を除きます。)を払い戻すものとします。
- (B) 出航が遅れ、貴殿が船内に宿泊することができなかった場合、運送人は、追加料金を課すことなく、貴殿の宿泊及び食事の手配をすることがあります。
- (C) 乗船チケットに記載された予定乗船港又は下船港が変更された場合、運送人は、当初の予定港から変更先の港までの輸送の手配を行います。
- (D) クルーズが途中で終了した場合、運送人は、その独自の裁量により、クルーズ・クレジットを発行し、その割合に応じて貴殿のクルーズ代金の払戻しを行い、貴殿を別の船舶に案内し又は予定最終寄港地まで輸送することがあります。
- (E) 貴殿が、クルーズ代金以外の、取り消された寄港地観光その他催物の代金を運送人に支払っている場合、貴殿への払戻金(もしある場合。)は、取り消された催物に支払った額を限度とします。

本約款に明示の定めのある場合を除き、運送人は、いかなる場合においても、乗客が被った一切の派生的損害その他損害について責任を問われ又は責任を負うことはありません。

8. 運送人に対する特別なニーズの通知義務

貴殿若しくは貴殿の旅行代理店、又は貴殿に代わり予約を行う方は、貴殿又は貴殿が監督責任を負う他者がクルーズ期間中に医療上の配慮若しくは医療設備を必要とする、又は車椅子若しくは介助動物の使用を予定し若しくはこれを必要とするなどの特別な配慮を必要とする場合、その旨を書面で予約時に運送人に通知しなければなりません。貴殿は、クルーズの予約を行った後に当該特別なニーズ又は条件が生じた場合、これを覚知した後直ちにその旨を書面で運送人に報告するものとします。歩行、会話その他の機能障害のある又は特別な介助を必要とする方は、船舶、埠頭、船内通路、停泊地、その他船舶内外の設備の設計構造により、又は運航に関する国際、海外若しくは現地の安

全要件、基準及び/又は適用ある規則により、設備又は催物の利用又は参加が制限されることがあることを乗客は確認し、これを了承していただきます。船舶に据付けの運送人の車椅子は、救急医療用であることから、車椅子をご使用の乗客には、ご自身の車椅子をご用意いただかなければなりません。貴殿は、運送人が、上記第 4 条の定めに従い、貴殿又は貴殿の監督下にある方を下船させ又は乗船を拒否する可能性があることを確認し、これに同意いただくものとします。

9. 動物の禁止

身体障害をお持ちの乗客が必要とされる特定の介助動物を除き、ペットその他動物の乗船は一切できません。介助動物の乗船には、貴殿のクルーズの予約時に、運送人への書面によるその旨の通知及び運送人の書面による許可を必要とします。貴殿は、クルーズに介助動物が同伴することにより生じたあらゆる損失、損害又は費用を運送人に払い戻し、及び/又はこれを運送人に補償する責任を負うこと、並びに動物に関する文書その他の要求事項を確認し、これを充たすことに同意いただくものとします。

10. 無許可の途中下船又は上陸

無許可で途中下船若しくは上陸し、又は出港時に乗船しなかった場合は、貴殿にその責任及び費用を負担いただくこととなります。貴殿は、その後の乗船を拒否されることがあり、この場合は、払戻し、支払、補償又はクレジットを受けることは一切できません。

11. 法令及び船舶の規則の遵守義務、並びに勧誘の禁止

貴殿は、本運送約款の他、入国管理局、港湾局、検疫所、税関及び警察当局の要求事項、その他貴殿が旅行される各国又は州の法令を遵守しなければなりません。また、船舶、運送人及び船長の規則並びに命令にも、常に従っていただくものとします。貴殿は、運送人の事前の書面による同意なく、営利目的による他の乗客の勧誘や、商品又はサービスの宣伝を行ってはなりません。貴殿又は貴殿の監督下にある他の乗客が、これに違反した場合、貴殿は、一切の払戻し、支払、補償又はクレジットを受けることなく、下船いただくことがあり、また、当該違反により生じた費用又は罰金について責任を負い、及び/又は運送人にこれを払い戻すことに同意いただくものとします。

12. 保健、医療その他パーソナルサービス

様々な港に寄港する船旅の性質上、医療サービスの利用が制限され、遅れが生じ、寄港地からの救急医療搬送を受けることができないことがあります。貴殿のクルーズに関連するすべての保健、医療その他パーソナルサービスは、専ら乗客の便宜及び便益のために提供されるものであり、その料金は貴殿に請求されます。貴殿は、専ら自己の責任及び費用において、船内等において利用可能な医薬品、医療その他パーソナルサービスを受け、これを使用するものとし、運送人はこれについて一切義務又は責任を負いません。また、貴殿は、運送人が貴殿に代わり支払った医療費、搬送費用又は経費の全額を運送人に補償することに同意いただくものとします。運送人は医療機関ではないため、医師、看護婦その他医療スタッフや職員は、直接乗客のために行為するのであって、

運送人の支配又は監督の下に行為しているとみなされることはありません。同様に、スパのスタッフ、写真家、インストラクター、ゲスト講演者及びエンターテナー、その他サービススタッフは、直接乗客のために行為する独立契約者とみなされます。

13. 手荷物、携行品、責任の制限及び検査

貴殿は、衣類、洗面用具その他クルーズに必要な携行品を入れたスーツケース、トランク、旅行用かばん、小型かばん、バッグ、洋服掛け等の携行品のみを入れた適切な量の手荷物を船内に持ち込むことができます。貴殿が、航空機その他輸送手段により旅行される場合、当該輸送については、航空会社その他運送会社の約款が当該輸送に適用されます。また、火器、凶器、ナイフ、禁制品、可燃物、危険物、その他適用ある法により禁止される物品、又は運送人が独自の裁量により他人の安全又は快適な船旅に支障をきたすと認めるその他の物品を船内に持ち込むことはできません。貴殿は、運送人が、事前の通知の有無にかかわらず、いつでも、貴殿の客室に立ち入り、金庫及び収納スペースを検査し、又はあらゆる場所において、貴殿、貴殿の手荷物及び/又は携行品を検査することができることに同意いただくものとします。

貴殿は、手荷物又は携行品の損失又は損害について運送人の負う責任は、荷物 1 個につき 250 米ドル、又は乗客用プロテクション・プログラムの保証がある場合は 1,500 米ドルを上限とすることに同意いただくものとします。いかなる場合も、運送人は、貴殿の財産又は手荷物の通常の損耗については責任を負いません。また、合衆国法典第 46 編第 30503 条に定める物品を含みますが、これに限られず取引物品、家財道具、割れ物、高価な物、貴金属、宝石類、書類、有価証券その他貴重品の荷物としての運搬はお引き受けできません。貴殿は、当該物品を、荷物として容器又はコンテナに入れて運送人に引き渡さないことを保証し、当該保証に違反して運送人に当該物品を引き渡した場合、運送人は、これら物品の損失又は損害について一切の責任を免除されるものとします。当該物品については、他の手段により目的地に輸送しなければなりません。貴重品、代替不能な物品及び医薬品については貴殿が常時携行し、第三者が取り扱う荷物やスーツケースに入れられないよう強くお勧めします。

運送人は、現金、有価証券、宝石類、金、銀又は同様の貴重品若しくは貴石、美術品、電子機器、コンピュータ(携帯型であると、ラップトップ等であるとを問いません。)、DVD プレーヤー、デジタルコンピュータ機器、フラッシュドライブコンピュータ機器、ディスク、メモ리카ードその他電子記憶媒体、携帯型機器その他同様の機器、携帯電話、カメラ、ビデオ、録音テープ、CD、双眼鏡、娯楽機器、電動歯ブラシ、化粧品、眼鏡類(眼鏡、サングラス及びコンタクトレンズを含みます。)、補聴器、医薬品、医療機器、車椅子、スクーター、リキュールその他アルコール飲料、たばこ、たばこ製品又はビジネス文書その他文書の滅失、盗難、損害又は処分については、貴殿の手荷物として運搬されたか否かを問わず、いかなる場合においても責任を負わないものとします。貴殿は、客室の金庫を使用することができますが、金庫の使用により、本約款に定める運送人の責任が加重されることはないことに同意いただくものとします。

運送人が保管する又は貴殿から運送人に届けのあった遺失物を含む手荷物又は財産で、貴殿の下船後 90 日経過後もなお書面による請求がない場合、これは放棄され、運送人の独占所有にあるものとし、貴殿は、これについて一切の請求権を放棄したものとみなされることに同意いただくものとします。さらに、貴殿は、運送人が請求のあった当該

物の引渡しに費やした料金及び費用の全額を支払うことに同意いただくものとします。運送人は、これに同意いただけない場合の当該物又は禁制品の引渡しについては、一切責任を負いません。

14. 運送人の責任の制限・賠償

- (A) 一般条項: 本約款のいずれの条項も、米国その他の国の適用ある法令、又は免責若しくは責任の制限を定める国際条約に基づいて運送人が受ける恩恵を制限し又はこれを剥奪するものではありません。
- (B) 運送人の力の及ばない事由及び不可抗力: 機材の故障により中止され又は終了したクルーズの代金その他費用の払戻しに関する第 7 条に明示の定めのある場合を除き、運送人は、天災地変、戦争、内乱、労働紛争、テロ、犯罪その他損害を生じる可能性のある原因、政府の干渉、海難、火災、船舶の拿捕若しくは差押え、医療その他介助の必要性、その他運送人の排他的支配の及ばない事由、又は運送人の過失に起因して生じたことが立証されていないその他作為若しくは不作為により生じた死亡、傷病、損害、遅延その他他人又は財産の死亡又は損失については責任を負いません。
- (C) 精神的苦痛に対する請求: 運送人は、いかなる場合においても、乗客に対し、精神的苦痛、精神障害又は心の傷に起因する損害について責任を負いません。ただし、当該障害が、運送人の過失により生じた乗客の身体的傷害に起因するものであること又は運送人の過失により乗客が身体的傷害を負う差し迫った危険に実際に晒されたことにより生じたものであることが、管轄ある裁判所により認められたもの(以下「感情障害」といいます。)については、この限りではありません。
- (D) 危険の引受け: 貴殿は、船舶のプール、サウナ、アスレチックレクリエーション設備若しくは施設を使用することにより、又は船内若しくは船外であると、寄港地観光の一環としてであるとを問わず、企画されたグループ又は個別催物へ参加することにより、傷病、死亡その他損失のリスクを負うことに同意いただいたものとします。また、貴殿は、運送人が所有し又は運航する船舶若しくは汽艇、テンドーその他舟艇外で生じた出来事については、いかなる場合においても、運送人は貴殿に責任を負わないことに同意いただくものとします。
- (E) EU 発着又は EU 域内のクルーズ: 米国のいずれの港においても乗船、下船又は寄港をすることなく、EU 加盟国の港において乗船又は下船して航海を開始する場合の国際航海において、運送人は、事故発生時の運送人の乗客に対する責任にかかる EU 規則第 392/2009 号に定める手荷物の損失若しくは損害、死亡及び/又は人身傷害に対するすべての責任の制限及び免除の適用を受けるものとします。船舶の難破、転覆、衝突若しくは座礁、船内の爆発若しくは火災又は船舶の瑕疵(同規則に定義されます。)といった海難事故により生じた損失又は損害を除き、当該事故が運送人の責任又は過失により生じたことを乗客が立証した場合の運送人の責任は、乗客 1 人あたり 400,000 SDR(特別引出権)(約 608,000 米ドル相当。Wall Street Journal に掲載される日々の為替レートにより変動します。)を限度とします。海難事故により損失又は損害が生じた場合、運送人の責任は、乗客 1 人あたり 250,000 SDR(約 380,000 米ドル相当。Wall Street Journal に掲載される日々の為替

レートにより変動します。)を限度とします。海難事項により生じた損失の賠償額は、運送人が、当該事故が自己の責任又は過失に起因するものでないことを立証しない限り、乗客 1 人あたりの限度額が 400,000 SDR に増額されることがあります。海難事故には、戦争行為、敵対行為、内戦、暴動、自然災害又は第三者の故意による作為若しくは不作為は含まれません。戦争又はテロに関連して損失又は損害が生じた場合、運送人の身体障害又は死亡(海難事故時に生じたと、これ以外の事故時に生じたとを問いません。)に対する責任は、乗客 1 人あたり 250,000 SDR 又は事故 1 件につき、船舶 1 隻あたり 340 百万 SDR のいずれか額の低い方に限られます。EU 規則第 392/2009 号の対象となる航海については、懲罰的損害の賠償を請求することはできません。EU 規則第 392/2009 号の写しについては、<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:131:0024:0046:EN:PDF> をご覧ください。さらに、EU 加盟国の港から出航する乗客には、EU 規則第 1177/2010 号に基づく権利が付与されています。EU 規則第 392/2009 号及び第 1177/2010 号の詳細については、運送人のウェブサイト www.cunard.com/legal-information をご覧ください。

- (F) その他の権利の制限: 本約款に定めるすべての責任の制限及び免除に加え、運送人は、責任の制限及び免除並びに手続を定める米国のあらゆる法令(合衆国法典第 46 編第 30501 条から第 30509 条まで及び第 305011 条を含みますが、これらに限られません。)の恩恵を受けるものとします。本約款のいずれの条項も、適用ある法令に基づく責任の制限若しくは免除を制限し、又は運送人からこれを剥奪することが意図され又は当該制限又は剥奪を行うよう運用されるものではありません。
- (G) 寄港地観光、湾岸サービスその他輸送手段: 航海前後の催物、寄港地観光、ホテルの宿泊、食事、又は船舶、車、航空機その他乗物による輸送(船舶への及び船舶からの航空機による移動を含みますが、これらに限られません。)を含みますが、これらに限られず貴殿のクルーズに関連して、又は当該クルーズ期間中若しくはその前後に、運送人の船舶及びテンダー外において提供される旅行施設、ツアー、催物、製品又はサービスはすべて、独立契約者により提供、所有及び/又は運営されるものであり、当該独立契約者の従業員、施設、輸送、製品及びサービスは、運送人の監督又は支配下にありません。当該催物、サービス若しくは輸送に関する予約の受付若しくはチケットの販売、又は当該催物における貴殿への同行は、運送人が乗客の便宜のために行うものであり、運送人は、代金を請求し、当該寄港地観光、サービス又は輸送の販売により利益を得ることができます。ただし、当該独立契約者、その従業員、輸送又は施設の監督又は支配を行うことはありません。運送人は、観光、サービス若しくは輸送に起因して生じた損失、遅延、損害、傷害、死亡、不実表示若しくは失望、又は観光、サービス若しくは輸送(フライトの取消し、及び座席予約、アップグレード、オーバリーブッキングや発券のミスを含みますが、これらに限られません。)の取消しに起因して生じた損失、遅延若しくは失望については一切責任を負いません。運送人は、当該契約者、輸送、ツアー、サービス、製品又は施設の妥当性、安全性、保証等について、明示又は黙示の保証を一切行いません。当該サービスに対する責任には、本約款、並びに貴殿と当該サービス会社間の契約及び/又は料金表が適用されるものとします。貴殿は、当該施設又はサービスを提供する独立契約者の不履行について運送人が負う責任(もしある場合。)は、運送人が貴殿のために受領した当該施設又はサービスの支払額を超えることはないことに同意い

ただくものとしします。運送人が売り出した寄港地観光その他催物に関連してサービス又は施設を提供する会社又は個人は、運送人が本約款に基づき付与された防御権の一切を享受することができるものとしします。

- (H) 賠償: 貴殿は、貴殿又は貴殿の監督下にある未成年者若しくは他の乗客の作為、不作為又は法律若しくは本約款の違反により貴殿が負担すべき若しくは運送人が被った一切の損害、責任、違約金、罰金、料金又は費用を運送人に払い戻し、これを補償することに同意いたたくものとしします。

15. 賠償請求及び訴訟の通知、期間の制限、仲裁、裁判所及び集団訴訟の権利放棄

次の定めは、運送人、その代理人、独立契約者、譲受人及び/又はサプライヤーを対象とするものです。

(A) 賠償請求及び訴訟の期間制限

- (i) 傷病又は死亡の賠償請求: 貴殿が運送人に対し、乗客の感情障害、身体傷害、疾病又は死亡の賠償請求訴訟を提起する場合、(1) 傷病又は死亡の日から 6 ヶ月以内に賠償請求内容の全詳細を記載した書面による通知を運送人に送付し、(2) 傷病又は死亡の日から 1 年以内に当該賠償請求訴訟を提起し、かつ、(3) 訴訟提起の日から 90 日以内に、訴状の送達を有効に行わなければなりません。
- (ii) その他一切の請求: 申立てのあった公民権の侵害、差別禁止/消費者/プライバシー関連法の違反、その他制定法、憲法若しくは法律上の権利の侵害を含みますが、これらに限られない請求、又は乗客の感情障害、身体傷害、疾病又は死亡に対する請求を除き、本約款若しくは乗客の航海に関連する若しくは何らかの形でこれに起因して生じた損失、損害若しくは費用の請求を運送人に行わないものとしします。ただし、(1) 実際のクルーズ終了日、又は本約款に関連して発行された乗船チケットに記載されたクルーズ終了予定日のいずれか早く到来した日から 15 日以内に、請求内容の全詳細を記載した書面による通知を運送人に送付し、(2) 当該終了予定日から 6 ヶ月以内に当該請求の訴訟手続に着手し、かつ、(3) 訴訟手続の着手後 90 日以内に、運送人に当該訴訟の有効な通知又は送達が行われた場合は、この限りではありません。

(B) 裁判所及び裁判管轄権

- (i) 米国を出港、又は米国に帰港若しくは寄港する航海: 米国又はその領土を出港、又は当該地に帰港若しくは寄港する航海については、契約、不法行為、制定法、憲法その他法律上の権利(申立てのあった感情障害、身体傷害、死亡、公民権の侵害、差別/消費者/プライバシー関連法の違反を含みますが、これに限られません。)のいずれに基づくものであるかを問わず、また、乗客と運送業者間の説明、申立て又は呼称にかかわらず、あらゆる損失、損害又は費用(以下総称して「紛争」といいます。)にかかる紛争及び事項はすべて、米国カリフォルニア州ロサンゼルスに所在する管轄ある裁判所(その他の国、州、都市、自治区、郡又は場所に所在する裁判所は除きます。)に提起するものとしします。貴

殿は、当該裁判管轄権に服することに同意し、当該裁判所に提起される紛争について有する異議申立権を放棄するものとします。

- (ii) 米国又はその領土から出港、又は当該地に帰港若しくは寄港することが一切ない航海についての紛争は、すべて英国サウサンプトン市に所在する管轄ある裁判所(その他の国、州、都市又は郡に所在する裁判所は除きます。)に提起するものとします。貴殿は、当該裁判管轄権に服することに同意し、当該裁判所に提起される紛争について利用可能な法廷地又は有するその他異議申立権を放棄するものとします。

(C) 集団訴訟の権利放棄

本約款は、集団訴訟又は代表訴訟ではなく、自ら行う個別の訴訟が唯一の紛争解決手段であると定めています。適用法に別段の定めのある場合であっても、貴殿は、運送人に対する訴訟は、集団訴訟の一員として又は集団訴訟若しくは代表訴訟の一環としてではなく、貴殿が個別に提起すること、また、集団訴訟への参加を認めるあらゆる法律上の権利を放棄することに明示的に同意いただくものとします。

16. 肖像の使用及び表示・個人情報・プライバシー通知・公衆無線サービス

貴殿は、クルーズ期間中に撮影又は記録された貴殿の写真/声/徴表を、その目的及び方法を問わず、現在知られている又は今後考案されるあらゆる媒体において、一切の制限なく使用する権利を運送人及びそのライセンサーに付与していただくものとします。プロのカメラマンが乗客の写真を撮影し、これを、製版、展示し、貴殿及び他の乗客に販売します。運送人は、船内において有線テレビその他監視手段を使用することができ、貴殿は、船内においてはプライバシーの保護を期待できないことに同意いただくものとします。

貴殿は、自己の氏名、住所、電子メールアドレス、生年月日、パスポート番号、金融機関の口座番号、電話番号、肖像、写真その他貴殿個人を特定し得る情報を含む個人情報を運送人に提供することがあることに同意いただくものとします。また、貴殿には、その健康、病状、食事若しくは宗教上の制約、性別又は性的指向その他特定の機微情報を運送人等に提供していただく場合があります。貴殿は、運送人が、(a) 貴殿の個人情報及び機微情報(以下「秘密情報」といいます。)を保有し、(b) 自社のプライバシー規則に従いこれを全世界において自社のビジネスに使用し、(c) これを運送人の系列会社又は関連会社と共有し、並びに(d) 運送人が安全措置を講じることを条件に、全世界においてこれを処理することができることに同意いただくものとします。また、貴殿が欧州経済地域(以下「EEA」といいます。)において運送人に提供した秘密情報は、EEA の内外、とりわけ米国において使用若しくは処理され、又は米国に送信されることがあることにも同意いただくものとします。

貴殿は、運送人が、次の場合に関係のない第三者に貴殿の秘密情報を開示することがあることに同意いただくものとします。

- (a) 貴殿が要求若しくは承認した場合
- (b) 貴殿のために取引の完了を援助する場合

- (c) 法、適用ある規則、政府及び準政府の要求、裁判所の命令若しくは召喚状に従うことを目的とする場合
- (d) 本約款若しくはその他契約を執行し、又は運送人等の権利、財産若しくは安全を保護することを目的とする場合
- (e) サービス若しくは財産の購入、譲渡又は販売の一環として行う場合
- (f) 運送人の代理人、外部業者又はサービスプロバイダに提供して、運送人に代わり作業を行わせる場合
- (g) 運送人の規則(随時行われる変更を含みます。)に定める場合

運送人は便宜上、無線インターネット又は電話接続(以下「無線サービス」といいます。)を提供することがありますが、これは義務ではありません。したがって、サービスが中断が生じても、これに責任を負いません。貴殿は、自己の責任において無線サービスを使用することに同意いただき、運送人は、当該サービスの使用によって生じた申立て(プライバシーの欠如を含みますが、これに限られません。)、損失又は損害について、一切責任を負いません。無線サービスは公に使用されるものであり、送受信された情報の秘密の保持は保証いたしません。貴殿の秘密情報は第三者に利用される可能性があります。無線サービスを利用することにより、貴殿は、運送人が、独自の裁量により又は法の定めに従い、すべての通信を監視、記録、傍受及び開示し、すべての無線サービスに関する一切の情報(請求書、アカウント、使用履歴等)を他人に提供することがあることに同意されたこととなります。貴殿は、運送人の無線サービス利用条件を遵守することに同意いただくものとします。

運航会社: キュナード・ラインとして営業する Carnival plc,

2013年12月

※英文の旅客運送約款が日本語訳のものと矛盾がある場合には、前者を優先するものとします。